

令和6年度経済産業省中小企業庁委託 人権啓発活動支援事業に係るパンフレット及びDVD広報チラシの印刷・製本に関する見積競争（仕様書）

1 件名

人権啓発活動支援事業に係るパンフレット及びDVD広報チラシの印刷・製本業務

2 業務内容

以下の各印刷物を印刷・製本する。

(1) パンフレット及びDVD広報用チラシ（前期分）

(2) パンフレット及びDVD広報用チラシ（後期分）

※版下データの修正作業及び閲覧用PDFの作成を含む

3 仕様等

(1) パンフレット及びDVD広報用チラシ（前期分）

ア 判型等：A4判／両面、表面4C・裏面4C

イ 印刷部数：106, 200部

ウ 用紙：再生コート紙・A判 57.5/kg

エ 版下修正：当方が支給する版下データ（Illustrator）を当方の指示に基づいて修正する

(2) パンフレット及びDVD広報用チラシ（後期分）

ア 判型等：A4判／両面、表面4C・裏面4C

イ 印刷部数：68, 800部

ウ 用紙：再生コート紙・A判 57.5/kg

エ 版下修正：当方が支給する版下データ（Illustrator）を当方の指示に基づいて修正する

※ 印刷・製本に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たさなければならない、それを証するための書類を提出しなければならない。

※ ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

4 校正

- (1) 版下修正に係る校正1回以上
- (2) 色校正1回以上

5 成果物

- (1) パンフレット及びDVD広報用チラシ（前期分）：106, 200部
- (2) パンフレット及びDVD広報用チラシ（前期分）修正済版下データ及び閲覧用PDFデータを格納した適宜の媒体：1部
- (3) パンフレット及びDVD広報用チラシ（後期分）：68, 800部
- (4) パンフレット及びDVD広報用チラシ（後期分）修正済版下データ及び閲覧用PDFデータを格納した適宜の媒体：1部

6 スケジュール（予定）

- (1) パンフレット及びDVD広報用チラシ（前期分）
 - ア 原稿支給日：令和6年8月14日（水）
 - イ 納品期日：令和6年8月30日（金）
- (2) パンフレット及びDVD広報用チラシ（後期分）
 - ア 原稿支給日：令和6年10月2日（水）
 - イ 納品期日：令和6年10月21日（月）

7 納品先

- (1) 公益財団法人人権教育啓発推進センター
（東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階）
- (2) 当センターが指定する倉庫（関東近郊）1か所
 - ※ 納品にかかる経費は受注者負担とする。
 - ※ 各納品先への納品部数は、別途指示する。

8 応募概要

- (1) 提出書類
 - ア 見積書
 - イ 印刷物基準確認書（様式1）
 - ウ 資材確認票（様式2）
 - エ オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（様式3）
 - オ 工程表
 - カ 各府省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し
 - キ 適格請求書発行事業者の登録通知書（写し）又は適格請求書発行事業

者登録番号届出書 1 部

※ イ～オについては、見積時の提出は任意。ただし受注者は受注後すみやかに提出すること。

- (2) 書類提出期限
令和 6 年 8 月 9 日（金） 午前 10 時
- (3) 決定方法
見積金額により決定する。

9 その他

- (1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (2) 本見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。
- (3) 本件を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、受注者と別途協議する。
- (5) 本件の実施に当たっては、当センターによる確認及び承諾を得た上で作業を進めること。
- (6) 上記各仕様は現時点での想定であるため、受注者確定後に協議を進めていく過程で変更の可能性がある。仕様に変更があった場合は、受注者との協議の上、発注金額を変更する。その際は再度、見積書を速やかに提出すること。
- (7) 本件の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (8) 請求書は、本件完遂後速やかに発行すること。
- (9) 発注後、本仕様に従わないと認められる場合には、発注を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (10) 本件の全部を一括して第三者に委託してはならない。本件の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (11) 応募者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中ではないこと。

10 監督及び検査

本件の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、当センターの以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員：事務局長補佐兼総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員：事務局長 上杉憲章

11 問合せ・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第2課 島田・山田

〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階

TEL：03-5777-1802（代表）

FAX：03-5777-1803

Eメール： shimada@jinken.or.jp

yamada@jinken.or.jp